

屋久島森と人との共生ビジョン策定支援業務
公募型プロポーザル 質問回答票

令和7年5月8日時点

No.	質問箇所	質問内容	回 答
1	企画提案仕様書 第22章 協議会の運営支援 7ページ	① 協議会を開催する際、学識有識者への謝金支払いは発生しますでしょうか。 ② 謝金支払が発生する場合、受託者の「謝金支払い基準」に基づいた金額としてよいでしょうか。 ③ 協議会及びワーキングの会場代は、受託者が支払うことになりますでしょうか。	① 学識有識者等への謝金支払が発生することを想定しています。 ② 原則、受託者の「謝金支払い基準」で算定のうえ、企画提案書等を提出して頂きますが、公共的な単価等と比較して著しく差異がある場合等は、業務委託契約締結時までに調整させて頂くこともあります。 ③ 会場使用料等が発生した際は、受託者が支払うことになります。